

声 明

新・人間裁判（生活保護基準引下げ違憲訴訟）札幌地裁判決について

2021（令和3）年3月29日

新・人間裁判原告団

新・人間裁判弁護団

生活保護制度をよくする会

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、札幌地方裁判所民事第2部（武部知子裁判長）は、新・人間裁判において、原告らの請求を棄却する不当判決を言渡した。

本訴訟は、北海道内の生活保護利用者153名が、居住する自治体（北海道、札幌市等）を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする各保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求めた裁判である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、2020年6月25日の名古屋地裁判決（請求棄却）、2021年2月22日の大阪地裁判決（請求認容）に続く3件目の判決である。

本判決は、生活保護基準の決定に関する本件各引下げ処分について、裁量の逸脱又は濫用があったとはいえないとし、原告の請求を棄却した。

本判決は、生活保護基準部会で検討すらしていない事項を持ち出して本件各引き下げ処分を行ったことについて、被告らの主張を丸呑みにして厚生労働大臣の広汎な裁量を認めた上、デフレ調整やゆがみ調整等に関する原告側の主張を実質的に検討することなく、本件各引下げ処分に裁量の逸脱又は濫用があったとはいえないと安易に認定した。

しかも、原告らの生存権侵害を認めなかったことは、裁判所が原告らの置かれた厳しい生活実態に真摯に向き合わなかった結果と言わざるを得ない。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにした。それにもかかわらず、生活保護費10%削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされた今般の引下げを安易に追認した本判決は、行政を追認して司法の役割を放棄したものに等しく、到底容認できるものではない。

私たちは、国及び被告らが生活保護基準を引下げられた全ての生活保護利用者に対し真摯に謝罪し、速やかに2013年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者の健康で文化的な生活を保障するまで断固として戦い抜く決意である。

以上